

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第3四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	ピースカッターほか27点（舞洲工場） 買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	34,668,000	平成30年10月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
2	調整用火格子ほか7点（八尾工場） 買入	019産業用機器	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	13,988,160	平成30年10月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
3	火格子部品#1ほか14点（東淀工場） 買入	019産業用機器	東淀工場	日立造船(株)	17,038,620	平成30年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
4	誘引通風機用部品1ほか8点（平野工場） 買入	019産業用機器	平野工場	JFEエンジニアリング(株)	26,301,240	平成30年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
5	ボイラー用肉盛溶接管1ほか34点（平野工場） 買入	019産業用機器	平野工場	JFEエンジニアリング(株)	48,614,040	平成30年11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
6	スイングパドルほか2点（舞洲工場） 買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	2,640,600	平成30年12月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30
7	走行ローラーほか5点（舞洲工場） 買入	019産業用機器	舞洲工場	オリエンタル機電(株)	1,178,280	平成30年12月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 30

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッターほか27点（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するピースカッターほか27点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

調整用火格子ほか7点（八尾工場） 買入

2. 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3. 隨意契約理由

（製品指定理由）

今回買入する調整用火格子ほか7点は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工された燃焼設備の一構成品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

なお、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の製品を指定する。

（業者選定理由）

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。よって上記理由により三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
(電話番号：072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

火格子部品#1ほか14点（東淀工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

製品指定理由

今回購入する火格子部品#1ほか14点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。
そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

誘引送風機用部品 1 ほか 8 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング (株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する誘引送風機用部品 1 ほか 8 点は、J F E エンジニアリング (株) 設計・施工による平野工場焼却設備の主要機器の部品であり、本製品の寸法、仕様、材質の詳細は非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は J F E エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F E エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管 1 ほか 3 4 点（平野工場） 買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング（株）

3 隨意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管 1 ほか 3 4 点は、J F E エンジニアリング（株）製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、J F E エンジニアリング（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は J F E エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F E エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

スイングパドルほか2点（舞洲工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するスイングパドルほか2点は、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼加熱脱塩素化処理装置の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

走行ローラーほか5点（舞洲工場） 買入

2. 契約の相手方

オリエンタル機電（株）

3. 隨意契約理由

製品指定理由

今回購入する走行ローラーほか5点は、オリエンタル機電（株）製クレーン操作室窓ふき機の消耗部品であり、オリエンタル機電（株）で製作されたものである。したがって、本製品の形状寸法、材質、クレーン操作室窓ふき機の関連機構との詳細な関係は当該会社のみが知りえるものであり、他社ではクレーン操作室窓ふき機の性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、オリエンタル機電（株）の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、オリエンタル機電（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、オリエンタル機電（株）と特名随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
舞洲工場（電話番号06-6463-4153）